

## 寝屋川市グランマイスター倶楽部保育人材健康就労支援金交付要領

### （目的）

第1条 寝屋川市グランマイスター倶楽部の登録者に対する、健康就労の促進に向けた報償費（寝屋川市グランマイスター倶楽部保育人材健康就労支援金（以下「保育人材健康就労支援金」という。））の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### （支給対象者等）

第2条 保育人材健康就労支援金の対象となる者は、当該各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 保育人材育成支援金の交付を受けた者
- (2) 市に住所を有している者（市の住民基本台帳に記録されている者）
- (3) 就労契約日から人材育成支援金交付要綱第10条第1項第1号ただし書に規定する継続就労期間算定による継続就労期間が12か月に達した者
- (4) 過去に保育人材健康就労支援金の交付を受けたことがない者

2 前項に規定する継続就労期間は、就労契約締結日及び市に住所を有した日の両要件を満たした日を起算日とする。

### （支給内容等）

第3条 保育人材健康就労支援金の交付内容等は、予算の範囲内において、次の当該各号に定める内容とする。

- 1 保育人材健康就労支援金の内容  
30,000円相当額のカatalogギフト
- 2 第1項第1号に規定する支援金の交付は1人当たり1回限りとする。

### （支援金の支給申請）

第4条 保育人材健康就労支援金の交付を受けようとする者は、第1号に定める書類を、第2号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 1 申請書類
  - (1) 寝屋川市グランマイスター倶楽部健康就労支援金請求書（様式第1号）

- (2) 就労契約書の写し
- (3) 寝屋川市グランマイスター倶楽部人材育成支援金交付要綱に定める寝屋川市グランマイスター倶楽部保育人材育成支援金就労証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 2 申請期日

第2条の要件を満たした日から3か月以内

(支援金の決定、確定及び交付)

第5条 前条の規定により保育人材健康就労支援金の申請を受けたときは、申請書類の内容を審査の上、交付を決定及び確定し、寝屋川市グランマイスター倶楽部保育人材健康就労支援金交付決定・確定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、保育人材健康就労支援金を交付するものとする。

2 市長は、申請内容に不備がある場合は、申請者に内容の確認を行うものとし、不備が補正されない場合は、その請求を却下し、保育人材健康就労支援金を交付しないものとする。

(標準処理期間)

第6条 準処理期間は申請から60日以内とする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、支給対象者が不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の支給決定及び確定を取り消し、支援金の返還を求めることができる。

(調査等)

第8条 市長は、支援金の交付に係る適正を期するために必要があると認めるときは、支給対象者に報告、又は職員に必要書類の調査及び関係機関や関係者への事情聴取をさせることができる。

## 附 則

この要領は、令和8年9月1日から実施する。